

「つながり」でめざす持続可能な地域づくり  
～連携・協働によるウェルビーイングの実現に向けて～

---

## 提 言 書

令和6年10月  
山梨県社会教育委員の会議

# もくじ

---

◆はじめに	1
◆「協議事項」について	2
<b>第1部 山梨県の社会教育を取り巻く情勢</b>	
1 社会の変化と本県の現状と課題	3
2 社会教育への期待	5
3 社会教育における「つながり」と「ウェルビーイング」	6
<b>第2部 「つながり」でめざす持続可能な地域づくり</b>	
提言1 【繋ぐ】社会教育とネットワークづくり	
○ 骨子	8
○ 方策	9
○ 具体的事例	10
提言2 【繋がる】共生社会実現に向けたつながり	
○ 骨子	12
○ 方策	13
○ 具体的事例	14
提言3 【継げる】地域社会での担い手の育成	
○ 骨子	16
○ 方策	17
○ 具体的事例	18
◆おわりに	20
◆資料	21
・山梨県社会教育委員名簿	
・山梨県社会教育委員の会議 記録（計画表）	

## はじめに

---

○現代は、社会やライフスタイルの変化等により、人と人との「つながり」が希薄化し、困難な立場にある人々などに関する課題が顕在化・深刻化しています。また一方で、デジタル社会の進展への対応の必要性が増大しています。

○こうした状況の中、中央教育審議会の生涯学習分科会では、2022（令和4）年8月「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて」において、生涯学習・社会教育が果たしうる現代的な役割を明確にするとともに、社会教育の担い手となる社会教育主事・社会教育士や公民館等の社会教育施設に関する今後必要と考えられる振興方策等について整理を行いました。

○さらに、文部科学省は、2023（令和5）年3月「今後の生涯学習・社会教育の振興方策（重点事項）について」の中で、ウェルビーイングの実現に向けた生涯学習・社会教育の推進のために、「地域との学びと実践プラットフォーム」として、一人ひとりの生活と地域づくりの双方を支える役割を、社会教育人材・施設がその専門性を生かし、連携して担う体制を構築していく必要性を示しました。

○このような国の動きや、「山梨県総合計画」「山梨県教育振興基本計画」に掲げる施策の方向性等を踏まえ、山梨県社会教育委員の会議では、今期の協議事項を『「つながり」でめざす持続可能な地域づくり～連携・協働によるウェルビーイングの実現に向けて～』と設定して、2年間にわたり協議を重ねてきました。

○本会議では、前期の提言書に掲げられた「つながり」が重要であるとの考え方はそのままに、協議を重ね、さらに「繋ぐ」「繋がる」「継げる」の言葉をもとに、人づくり・つながりづくり・地域づくりについて、本県の社会教育が目指すべき方向性や方策を提言としてまとめました。

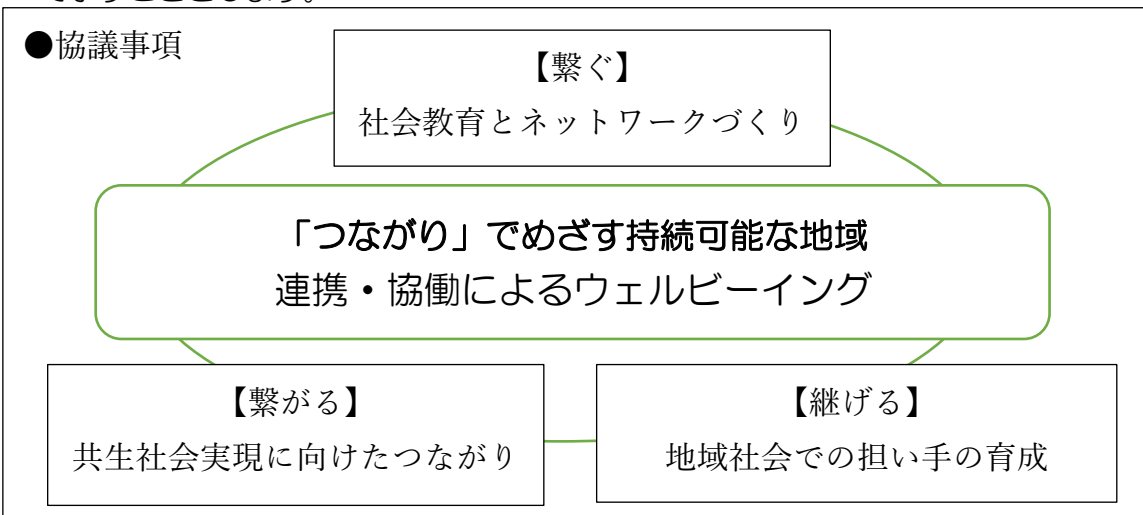
○2023（令和5）年5月には、これまで人々の活動に制限をもたらしていた新型コロナウイルス感染症が感染症法上の2類相当から5類へと移行され、世の中が徐々に通常の動きを取り戻そうとしています。仲間がいるから感じるることができる喜びから得られる「つながり」を社会教育の視点で発信できる機会となりました。

○本提言の実現により、県民一人ひとりのさらなる「つながり」を大切にして、社会教育関係者や団体の活動の一層の推進や、本県の社会教育行政や市町村の取り組みの充実を図るとともに、持続可能な地域を目指していくことを期待しています。

「つながり」でめざす持続可能な地域づくり  
連携・協働によるウェルビーイングの実現に向けて

協議事項の設定

- 山梨県社会教育委員の会議では、前期から教育委員会の諮問によらず、社会教育委員として、より一層主体的に地域と行政をつなげる役割を果たしていくために、委員自ら本県における社会教育の課題から協議事項を設定し、2年間の協議を経て、提言書にまとめています。
- 昨今の社会情勢に目を向けますと、少子化による人口減少と高齢化や、人々の価値観の多様化による地域コミュニティの機能低下、さらにはデジタル化の急速な進展による経済・社会の変革など、様々な要因が複雑に絡み合い、不確かで予測困難な状況となっています。
- そのような中、これからの社会教育には、他者との学び合い・教え合いを通じて人と人のつながりや地域の絆を深めることで、地域コミュニティをしっかりと下支えしていくことが求められています。
- また、地域の中で誰一人取り残されることなく、豊かさを実感しながら安心して暮らすために、個々のニーズに応じた学びの機会を提供し、社会の一員として支え合うことで、すべての人々のウェルビーイングが保障される社会を実現していくことが期待されています。
- こうした状況を踏まえ、本会議では、今期の協議事項を『「つながり」でめざす持続可能な地域づくり～連携・協働によるウェルビーイングの実現に向けて～』に設定し、より具体的な解決の方策について協議し、山梨の新たな社会教育のあり方について示すこととします。



## 第 1 部 山梨県の社会教育を取り巻く情勢

### 1 社会の変化と本県の現状と課題

#### (1) 少子化による人口減少

○我が国の人口は、2008（平成 20）年の約 1 億 2,808 万人をピークに減少傾向に転じ、国立社会保障・人口問題研究所によると、2045（令和 27）年に 1 億 880 万人、2056（令和 38）年には 9,965 万人となると推計されています。

○山梨県の人口は、2024（令和 6）年 2 月現在、79 万 4 千人、また将来人口推計では、2050（令和 32）年には、61 万人まで減少するとされています。その背景には、価値観やライフスタイルの多様化による未婚率の上昇や晩婚化などが挙げられますが、地方の人口減少により地域コミュニティの衰退が懸念される中で、妊娠・出産から子育てまで、切れ目のない支援を行っていくことが大きな課題となります。

#### (2) 高齢化の進展

○我が国の高齢者数は、2023（令和 5）年に 3,626 万人と初めて前年を下回る一方で、同年の高齢者の割合は 29.1%と、他の先進国と比較して最も高い水準にあります。またこの割合は、緩やかではありますが依然として上昇傾向にあります。

○山梨県の高齢者数は、2023（令和 5）年 4 月現在で 25 万 3 千人となり、人口の 31.2%を占め、全国平均よりも高くなっています。さらに、将来推計によると、2040（令和 22）年には 39.6%と 5 人に 2 人が高齢者になるとされています。こうした中で、高齢者夫婦世帯や在宅の一人暮らしの高齢者も増加傾向にあることから、生涯にわたり社会と関わり続ける環境をどのように設けるかが課題となります。

#### (3) デジタル化の進展

○昨今のインターネット等通信技術の進歩により、誰もが様々な情報にアクセスすることができる情報社会の構築が急スピードで進んでいます。2023（令和 5）年に内閣府が策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、デジタルの力を活用し地方創生を加速化・深化することにより、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指しています。

○山梨県においても、県民生活における利便性の向上や事業者の業務効率化による付加価値の向上など、豊かで持続可能な地域社会を維持していくためのひとつの手段として、デジタル化への取り組みが行われています。一方で、デジタル技術の利用による情報へのアクセスの格差、個人データや機密情報の漏洩といったプライバシーやセキュリティなどの様々な問題が懸念されています。

#### (4) 地域コミュニティの衰退

○自治会・町内会とは、自分たちが暮らす地域を安全で安心な住みよいまちにするために、地域住民によって自主的に運営されている自治組織です。しかしながら、人口減少や少子高齢化、さらには価値観やライフスタイルの多様化などから、自治会への加入率の低下や持続的な活動への影響などがみられます。

○山梨県においても、自治会全体の高齢化により活動に支障が出ていたり役員の担い手が少ないなどの問題が顕在化し、自治会が解散する事態にもつながっています。今後とも住民主体によるまちづくりを維持していくためには、住民の地域活動への参加や協力を促すとともに、若者や女性など誰もが活動に参加しやすい環境づくりを行うことが課題となります。

#### (5) 安心・安全への意識の高まり

○2020（令和2）年以降、新型コロナウイルスの感染拡大や、2011（平成23）年3月の東日本大震災、直近では2024（令和6）年1月の能登半島地震による甚大な被害など、私たちの想定をはるかに超える災害などが発生しています。

○山梨県においても、新たな感染症の流行や、東海地震、富士山噴火など大規模災害の発生を想定し、国や市町村、民間事業者などの関係機関との連携により、災害発生時における迅速な対応により市民の生命と暮らしを守る備えに取り組んでいます。一方で、被害を最小限に食い止めるためには、行政による対応だけではなく、市民一人ひとりの災害への備えや、防災リーダーなどを中心とした地域での防災への取り組みを推進していくことが課題となります。

#### (6) 地域共生社会の実現

○人口減少や高齢化により地域での人のつながりが希薄化する中で、こどもや高齢者、障がい者などの支援を、地域とともにつくる社会の実現が課題となっています。厚生労働省では、一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともにつくる「地域共生社会」の実現のために、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を行っています。

○山梨県においても、市町村を中心に「地域共生社会」に基づく地域での支え合いの取り組みが行われています。その中で、地域のつながりを通じて支え合いの意識を醸成し、市民一人ひとりの様々な取り組みにつなげていくことが課題となります。

## 2 社会教育への期待

### (1) 地域活性化の推進とネットワークの中核

○今後の社会教育においては、地域コミュニティの維持・活性化に貢献していく役割が、より一層期待されています。とりわけ、地域住民が地域コミュニティの将来像やあり方を共有し、その実現のための学びあいを推進することが社会教育に求められます。そのような学びあいのなかでは、あらゆる世代が参加し、互いにつながり、それぞれの立場が求めるものと、地域の特性を生かした活性化の方策を主体的に考えていくことが期待されます。

○そのような学びあいは、これまでもボランティア活動や公民館活動といった社会教育活動のなかで行われてきました。それらの活動を軸として、社会教育が地域社会に網の目に広がる諸活動や、これまでつながれていなかった団体や組織をつなぐネットワークの中核となることが求められます。

### (2) あるべき社会の実現のための学びの支援

○安心して子どもを産み、育てられ、親が親として育つことができる環境づくりのためには、家庭においては父親の積極的な家事・育児参加、企業等においてはワークライフバランスが取りやすい仕組みづくりなどが求められます。その推進には、子育ては社会全体で担うという認識を共有し、地域や家庭、企業などが連携・協働していく必要があります。そのような認識の醸成や連携・協働のために、社会教育には立場の異なる人々の学びあいを支援することが、期待されています。

○仕事と家庭をめぐる認識の醸成のみならず、生活上に困難を抱える障がい者や子どもたち、女性たちを、人権や福祉の視点を含めて包括的に支えるためには、多様な人々が集い、価値観やライフスタイルを理解しあい、認めあう場づくりもまた、社会教育に求められる役割です。

### (3) 地域を担う人材の育成

○本県においては、県内の高校を卒業後に他の都道府県に進学し、専門的な知識や技術を習得した者が県外に就職してしまうケースが目立ちます。地場産業では後継者不足が深刻化しています。また、地域・地区の自治会や社会教育に関係する団体・組織など、地域組織や地域における諸活動の担い手や後継者の不足も課題としてあります。

○このような状況に対しては、ふるさとに対する愛着や誇りを育むためにも、まずは地域のことを知り、さらにそこに暮らす人々が地域で行っている活動の存在と価値を共有することが求められます。

○社会教育は戦後、その時代にに応じて形を変えながらも集い、学びあうことを支える仕組みであり続けてきました。そのような社会教育の価値を再確認しながら、今を生きる人々の生活や価値観、ライフスタイルに応じて形を変えることによって、地域を担う人材の育成が期待されます。

### 3 社会教育における「つながり」と「ウェルビーイング」

#### (1) 多様なつながりの方法

○2011（平成 23）年の文部科学省「教育の情報化ビジョン」に位置づけられて以降、ICT（Information and Communication Technology、情報通信技術）を教育に活用する努力が重ねられ、この間の新型コロナウイルス感染症の拡大はそれを加速させました。

○このような ICT の活用は、新型コロナウイルス感染症の拡大のなかで当初、致し方なく取り組まれた場面もあったかもしれませんが。新型コロナウイルス感染症拡大の中で余儀なくされた ICT の利活用のなかでは同時に、誰かと出会い、時間と場所を共有することでしか経験され得ないことの価値も再確認されました。

○そのような取り組みのなかで戸惑いながらも、2018（平成 30）年の中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」が指摘したように、「時間的な制約がなく」、「学びの場へ一歩踏み出すきっかけ」となり、さらに「学びの継続を支える仕組みや魅力」となり得るような、オンラインによる学びの利便性や効率性が経験されました。それにより、経済的、あるいは身体的に移動が困難な人々が、学びの場に参加するうえでの障壁が軽減されました。また、時間と場所を越えることのできる ICT は、時差や国境・県境を超えてつながり、ネットワークを形成する可能性を示しました。

○この意味で、ICT の可能性を未だ広げ切れてはいません。ICT を社会教育におけるつながりの方法の一つとして、社会教育におけるつながりの意味や形を考え直すことが求められています。

#### (2) 学校や地域、社会教育関係団体等との連携・協働の実態

○社会教育活動を支える社会教育行政が、学校教育や首庁部局、民間の諸活動等とつながることの必要性は、1998（平成 10）年の生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政のあり方について」でも確認され、今日、社会教育は、ただ社会教育のみの閉じられた領域ではあり得ないことは共通の認識となっています。社会教育活動は、その活動を通じて多様なつながりを求めます。さらに、その活動を支える仕組みにおいても多様なつながりが存在することで、より継続・充実します。

○たとえば、2017（平成 29）年に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正を受けて、本県でも「学校運営協議会の設置推進に向けた提言～地域とともにある学校づくりを目指して～」（平成 29 年 5 月、山梨県教育委員会）によって、コミュニティスクール（学校運営協議会）の導入・設置推進が行われています。このようなコミュニティスクールの設置は、地域学校協働活動、つまりは、多様な年齢層や属性、PTA、NPO、企業、社会教育関係団体を中心とする団体・機関等との連携を基盤として行われ、まさにこのことによって、地域で働き、暮らす人々が、地域において教育を考える仕組みになります。



〇すなわち、コミュニティスクールの設置は、ともすれば学校教育と後方支援としての社会教育という関係として受け止められがちですが、その地域学校協働活動を通じて、まさに社会教育としての学びの場を創出する、さらには、地域における両輪としての学校教育と社会教育のつながりを生み出す可能性を持っています。

### (3) ウェルビーイングを支える学びに向けて

〇ウェルビーイング（Well-being）とは、世界保健機関憲章の前文において「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にある」と定義されています。誰もが豊かさを実感しながら暮らしていける、つまりはすべての人々のウェルビーイングを保障される地域社会の実現には、社会教育の一層の充実が不可欠です。

〇社会教育は元来、社会教育法第2条で「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」と定義され、たとえば社会教育施設としての公民館は同じく社会教育法の第20条によって「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」とされています。つまり、社会教育の施設や活動は、地域社会における具体的な生活の求めに応じて、心身の健康を守るとともに、心の豊かさ、それを支える文化や福祉を育むことを目的としています。

〇しかしながら、地域社会における暮らしの豊かさは、「当然」や「当たり前」「普通」という言葉が前提とする標準をもって狭められてしまうことがあります。障がい、性別、性的指向、人種・民族などによって、地域社会は異なって経験されているにも関わらず、こうした標準自体が問われないことで、ウェルビーイングが特定の価値観やライフスタイルが前提とされることにより、必ずしもすべての人々が豊かさを実感できない、共生できない状況にあります。たとえば、2023（令和5）年には県でも「山梨県パートナーシップ宣誓制度」が導入され、性的マイノリティのウェルビーイングが一步、進められました。

〇このような状況を受けて、社会教育の場がいかようにこれまでの標準をとらえ、新しいつながりを生み出し得るのが問われています。

## 第2部 提言：「つながり」でめざす持続可能な地域づくり

### ＜提言1＞【繋ぐ】

#### 社会教育とネットワークづくり

#### ＜骨子＞

##### 【社会教育におけるネットワーク】

○地域の課題を解決するための学習の取り組みを進める観点や、社会の変化に対応した学習機会を提供していく観点から、個人が社会教育を担う団体に所属したり、社会教育を担う団体同士がネットワークを形成することで、その団体がより大きな力を発揮できるようになります。

○ネットワークには、学校やNPO、企業等の社会教育に関わる団体間のネットワーク、それら団体と個人のネットワーク、団体と行政のネットワークなど、さまざまな形態があります。

##### 【ネットワークづくりに必要なこと】

○個人や団体がネットワークを形成しようとするとき、対象の団体の活動内容を紹介したり、連絡をとったりするためのプラットフォームが必要になります。プラットフォームの例として、インターネットで県民に学習情報などを提供する「やまなしまなびネット」が挙げられます。

○ネットワークづくりでのキーパーソンは、コーディネーターです。コーディネーターは、社会教育に関わる団体への個人の参加をうながしたり、関連のある団体同士を結びつけ、両者の調整をしたりする役割を果たします。こうしたコーディネーターの役割が十分に発揮されるとその団体は維持され、発展することが期待できます。

##### 【ネットワークと個人のウェルビーイング】

○人には交友関係をつくり、維持しようとする性質があります。学びの場への参加は他者との交流を生み出し、そうした性質に適ったものになります。また、一定の役割をもって活動に参加することは自己有用感をもたらす、生きがいにもなります。

○社会教育に関わる団体に所属することで、その団体の活動を通して他者から教えられ、他者に教える関係の中でその団体というコミュニティで徐々に役割が増して、充実感をもつことができます。また、団体の主催する講演会やワークショップに参加して、新しい知識やスキルを学ぶことは、直面する課題の解決をもたらすだけでなく、知的好奇心を満たして人生を豊かなものにしてくれます。

○学びの場でつくられる住民同士の新たなネットワークで相互承認される関係は生き生きとした地域コミュニティの基盤になります。

## ＜各社会教育関係者に求められる方策＞

### ○教育行政

2006（平成 18）年に改正された教育基本法の第 3 条において、生涯学習の理念が法定されました。このことに伴って、教育行政には、我が国における「教育」が私たちの生涯にわたって、いつでも、どこでも学習の機会を保障し、その成果を適切に評価する社会づくりが求められています。

このことは、教育が学齢期の子どもたちのみに限定されないことが改めて確認されたことを意味します。学齢中には学校以外の教育機会によって教育格差を埋めるとともに、学齢期後にも教育・学習機会の十全な保障を求めるものです。そのなかで教育行政は、初等・中等教育と社会教育をつなぐ役割が求められます。

また、教育、とりわけ、社会教育は地域における暮らしに関わり、例えば、一般行政における福祉や人権、男女共同参画、多文化共生と不可分です。それら教育行政外で行われる啓発を教育としてとらえ、社会教育活動とつなぐことでさらなる充実が求められます。

### ○社会教育関係団体

社会教育関係団体は、これまで地域における社会教育活動を担い、地域における私たちの学びを支える大きな役割を果たしてきました。その果たしてきた役割と意義を整理し、その活動が地域の何を支えているのかを共有し、領域や分野を超えたつながりを作り出す必要があります。

### ○学校教育

学校は、これまでも地域社会における教育の中心的な役割を果たし、今日は地域とのつながりをより一層、求められています。さらなる展開に向けて、まずは教育が学校でのみ行われないこと、学齢期で終わらないことにもとづき、学校が地域とつながることによって生まれる学校教職員を含めた大人たちの学び合いを捉え、社会教育関係団体・施設と連携しながらどのように支えるのかを考える必要があります。

### ○NPO・企業

NPO は、私たちの生活課題の解決に資する活動を展開し、地域における大きな教育力を持つことを示してきました。しかしながら、このような NPO の教育力を十分に活用し切れていない現状もあり、課題を解決する NPO と課題を抱える地域をマッチングする仕組みが求められています。

社会的責任を果たす民間企業もまた、地域経済を通じて、私たちの暮らしを支える役割を担っています。

### ○社会教育士

社会教育行政のみならず、学校教員、福祉や男女共同参画等の一般行政職員、NPO 職員、企業の人事・研修担当者など、地域における私たちの暮らしに関わって、学びをつなげ、つながる専門職としての社会教育士の活躍が今後ますます期待されます。

## ネットワークづくりの事例： 双葉西小学校の地域コーディネーター

### 【概要】

双葉西小は山梨県で初めて地域と一体となって特色ある学校づくりを目指すコミュニティスクールになりました。その活動の1つが学校と地域が連携・協働して地域の人たちが学習支援などにあたることです。双葉西小では学校と地域が機能的なネットワークをつくり大きな効果を上げています。



地域の人から学ぶ子どもたち

### 【活動のあゆみ】

従来は、その都度授業に地域の方をゲストティーチャーとして招くだけでしたが、さらに深く関わってもらえる方法を全校で模索しました。この地域だからできること、地域住民の視点を取り入れることを大切にして、学校教育の中に住民の学校応援団を明確に位置づけました。そうした過程を経て、現在では専任のコーディネーターを仲介役に学校と地域が事前に綿密な打ち合わせを行い、子どもたちに最適な学びが提供できるような計画を立てて、実施できるようになりました。

### 【特徴】

**コミュニティスクールの実質化** 本来あるべきコミュニティスクールとしての体制が整えられ、他のコミュニティスクールの範になるような、学校と地域の連携・協働に効果的な教育支援が行われています。

**7つの部会の設置と計画的教育支援** 「学習支援部会」「体験支援部会」など、体系的な組織をつくり、役割を分担しながら学校と地域との協力関係が構築されています。

### 【工夫】

**専任のコーディネーターの配置** 市職員として学校と地域についてともに詳しい専任のコーディネーターを配置することで、学校と学校応援団の意思の疎通が図られています。一般にコーディネートがうまくゆかず、コミュニティスクールが形骸化しているケースも散見されますが、双葉西小ではコーディネーターが有効に機能しているため、地域の力が学校に十分に生かれています。

**広報部会による地域への広報** 学校応援団に広報部会を設けて、コミュニティスクールの説明や、学校応援団の活動を紹介するリーフレットを定期的に発行し、地域に広報しています。この活動によって、地域住民に「地域の中の学校」という意識を醸成するとともに、自分も学校応援団で何かしたいという参加の意識をもってもらうのに役立っています。

### 【成果】

□地域の学校支援活動は学校側のメリットだけでなく、保護者同士や地域の人々とのネットワークの構築に役立っています。

□活動に参加することで、地域の人たち自身も生活がより充実したものになっています。

## ネットワークづくりの事例：

### 産後ママへのお弁当宅配事業—小さなネットワークから大きな展開へ—

#### 【概要】

認定NPO法人スペースふうでは産後のお母さんたちにお弁当を届ける活動を行いました。

赤ちゃんのお世話などで忙しいお母さんにお弁当を食べて息抜きしてほしいというだけでなく、お弁当を手渡す時に交わされる何気ない会話が、孤立しがちな産後のお母さんたちが地域とつながるきっかけにもなります。

この活動が認められ、富士川町（行政）の事業に発展することになりました。



お弁当を受け取り、会話を楽しむ産後ママ

#### 【活動のあゆみ】

増穂町（現・富士川町）の女性たちが地域活性化を目指して活動拠点「スペースふう」を立ち上げてから4半世紀経ちます。当初、地域のお祭りのゴミの多さに胸を痛めたメンバーたちが、イベントでの使い捨て食器に代わるリユース食器を貸し出す新たなビジネスを立ち上げました。これが経済産業省の「環境コミュニティ・ビジネスのモデル事業」に選ばれ、小さな町の女性たちの発した「リユース食器で日本中のイベント風景を変えたい！」という声は全国に広がっていくことになりました。しかしながら、コロナ禍でイベントが中止になり、スペースふうは開店休業状態となる中で新たに産後のお母さんたちへのお弁当宅配事業が始まりました。

#### 【特徴】

**女性の視点** 産後のお母さんへのお弁当宅配という発想は、自身が子育てをした経験から生まれたものです。同じ育児経験をもつ女性がお弁当を届けることで、育児の負担や不安を共感理解することができ、お母さんたちの安心や息抜きにつながっています。

**地域から社会を変える** 「リユース食器のレンタル事業」にしても「産後のお母さんへのお弁当宅配事業」にしても、小さな町の普通の女性たちのネットワークから生まれた発想が、全国に広がり、行政を動かすことができることを示す好例となっています。

#### 【工夫】

**深く柔軟につながり** 「スペースふう」のメンバーは同じ志をもち、深く繋がっています。一方、メンバーの家庭の事情などに応じた柔軟な役割分担をしています。これも活動が長く続く秘訣になっています。

**財源確保** お弁当宅配事業では「休眠預金等活用事業」を利用し、活動資金の一部に当てていて、お母さんたちの負担はごく一部に限られます。

#### 【成果】

□活動は、新聞や全国放送のTVでも度々取り上げられ、広く知られることになりました。

□小さな町の女性たちのネットワークから生まれた活動が行政を動かすことになりました。

## ＜提言2＞【繋がる】

### 共生社会実現に向けたつながり

#### ＜骨子＞

##### 【誰一人取り残さない社会教育の推進】

- 子どもや成人、高齢者といった幅広い世代、国籍や人種、民族といった様々な文化、生物学的な性や性的指向、性自認といった多様なジェンダー、障がいや貧困、不登校といった背景のある人々が、地域社会との交流を通じて生きがい感じ、自己実現を図れるように、社会教育行政が学校やNPO、企業等の多様な主体とネットワークを形成し、産学官が連携して学習機会を提供することが求められます。
- 多様な人々がつながる共生社会の実現に向けて、社会教育の充実を図るには、多様な世代・背景の人々を包摂する学習機会の提供という観点から、社会教育事業や活動を計画・実施・評価・改善のサイクルで見直す必要があります。社会教育団体が単独で包摂することが難しい場合、地域の社会教育事業のネットワークとして見直すことも考えられます。

##### 【多様な人々がつながるプロセスの重視】

- 共生社会は一朝一夕に実現するのではなく、人々が多様性を受け入れ、一人ひとりに価値や可能性があり、人として尊重されるべきであるという信念に基づいて行動することで具体化されます。共生社会の実現について、多様な人々の参加率などの指標で結果を測定することも必要ですが、結果に向かって一人ひとりが正しい認識のもとに行動していくプロセスを重視することが求められます。
- すべての人の人権を尊重する態度を身につけるには、人権啓発に関する講座等において様々な人々の特性やジェンダー、文化、背景等に関する正しい知識を習得する学習に加え、多様な人々との交流と対話が学習機会として欠かせません。交流と対話を通して、それぞれが有する無意識的な偏見に気づき、相手への理解や一人ひとりの価値や可能性を発見できることが期待できます。

##### 【多様な人々のウェルビーイングの向上を目指した取り組み】

- 子どもや高齢者、障がい者、生活保護受給者、性的マイノリティなど、社会的に支援の必要性が高い人々の場合、社会的に排除されてきた歴史があり、自分の存在を否定するリスクがあります。多様な人々が相互に相手を理解し、承認し、尊重し合うことで、地域における自己を肯定し、包摂的な地域コミュニティが形成されます。
- 地域コミュニティの活性化には、多様な人々が主体として参加する必要があります。社会的に支援の必要性が高い人々の場合、サービスや教育の受け手という関係が固定しがちです。すべての人に一人ひとりの価値や役割があり、自分が他者の役に立っているという自己有用感の醸成が地域社会の担い手、支え手としての参加を促します。

## ＜各社会教育関係者に求められる方策＞

### ○社会教育委員、社会教育主事、社会教育関係団体

社会教育委員は社会教育法17条によって「教育委員会に助言する」役割が、社会教育主事は同法第9条の3によって「社会教育を行なう者に専門的技術的な指導と助言を与える」ことが期待されています。これら社会教育委員と社会教育主事が、それぞれの教育委員会において役割を十全に果たしているかを確認することが必要です。

また、社会教育委員や社会教育主事が与える指導や助言、社会教育関係団体が行う事業が、多様な価値観やライフスタイルにもとづく共生社会の実現を阻むものになっていないか、“良かれと思って”が新しい価値観を押さえつけてしまうことになっていないか、社会教育委員・社会教育主事、社会教育関係団体の継続的な学びの機会を保障することによって確認する必要があります。

### ONPO・企業

NPOや企業で働く人々も社会教育の対象です。「リカレント教育」が理念としても共有されておらず、確かな制度を持たない現況にあっては、“働いている人の学びは職場にしかない”と思いがちです。

働く人々の学習権をいかに保障するのかを考えることに加えて、働いている人々がその職業生活や地域活動、日々の暮らしの中で培った知識やスキルについて、社会教育活動を通じてどのように次世代につなぐのか、どのように社会に還元することができるのかを考えることが必要です。

### ○大学

大学は知を集積し、リカレント教育の推進に関わって、それらを地域に開く役割があります。このような大学の開放・拡張の取り組みのさらなる充実が求められます。

また、社会教育士の養成課程をもつ大学は、その養成とその成果を地域に開くことによって、地域の問題を解決する人材を育成することが必要です。

### ○公民館・青少年教育施設

公民館や青少年教育施設、女性教育施設は、人々の生活の場にあって、地域の生活をとらえ直し、その課題を発見し、その解決のための糸口を探る学びを提供してきました。

しかし、これらの施設は全国的に減少傾向、あるいは老朽化が指摘されてもいます。改めてそれらが私たちにとってどのような役割を果たしてきたのかを検討することに加え、新しい場所を作り出すためには何が必要かを民間施設の活用も含めて考えることの中にもまた、私たちの学びがあります。

### ○地域住民・自治会

地域づくりの主役は、私たち、地域住民です。私たちの存在とその力なしに、地域における学びは生まれません。その学びは、“どのような地域に暮らしたいか”、“どのような地域を次世代に手渡したいか”の共有から展開されます。

集団は、大きすぎるとかき消されてしまう小さな声を生みます。そのため、まずは小集団であることが望ましく、この意味で自治会は、学びを作り出す基礎的な単位としての役割を持ちます。しかし、小集団であればそれだけで良いとは限りません。多様な価値観や世代の声が響く自治会のあり方が求められています。

## 共生社会実現に向けた事例：ガールスカウト山梨県連盟

### 【概要】

ガールスカウト山梨県連盟は、世界連盟、日本連盟の方針のもと、「すべての少女と女性が自分らしく生きられる社会」を目指して行動する女性を育てることをビジョンとしています。地域での活動から国を越えた交流など広く多様な活動が特徴です。

山梨県内には12ヶ団があり、公民館などの社会教育施設等で月2回～4回程度活動しています。



地域の伝統行事と高校生のプロジェクト

### 【活動のあゆみ】

1959（昭和34）年、戦後の復興も一段落し、家電の出現により家事労働が変化するなか、女性の可能性を最大限に発揮したいという思いから、団が結成されました。その後も各地で発団し、1975（昭和50）年に日本連盟から認可を受けました。第1団の発団から、自ら考え行動する力の育成に重点をおいています。

中学・高校生年代では、学校の部活動との両立が困難で、参加者数が減少する傾向がありますが、放課後の集会やICTの活用など、会員が自ら考え行動することで、持続的に活動を展開し、地域・県などを越えた横のつながりから活動の幅を広げています。

### 【特徴】

**発達段階に応じた教育活動** 多様な世代が教育プログラムを受けられるように、就学前から成人までの幅広い年代に応じた育成目標や活動の重点、活動形態が整理されています。日本連盟と内閣府主催のジェンダー平等プログラムはこの一例です。

**柔軟な会員制度** 活動の運営を行う会員の他に、SCAPP（ガールスカウト運動を支え、自らも創造力を生かし、未来を切り開いていく人）という制度があります。子育てや介護等で運営が難しい人、技術的に支援をしてくれる住民などがSCAPPになっています。

### 【工夫】

**すべての人に開かれた組織** 会員の多くは女性ですが、国籍や人種、障がい等を理由に参加を拒むことはありません。多様な性自認の会員や成人では男性会員も活動しています。

**ゆるやかで多彩なプログラム** 様々な背景から定期的な参加が難しい会員、集団よりも一人を好む会員もいます。持続的に活動するためには、皆が一律で行動することに重点をおくのではなく、ビジョンを共有して可能な範囲で行動することを保障しています。

**学習成果の発表機会の保障** 自然活動や社会での活動のなかで学習と発表の機会があります。例えば、高校生が無意識の偏見について学んだことを小学生向けの集まりで提示したり、世界的な生理の貧困を学び、地域のバザー出店において発信しています。

### 【成果】

□子どもだけでなく関わる成人も、異年齢、他文化の人々との活動や交流という体験を通して、多様性や共生社会について理解を深めています。

□自分たちが提供できること、相手に求めることを発信し続けることで、企業やNPO、地域住民と協働するネットワークが拡がり、ジェンダー平等に向かっています。



## 共生社会実現に向けた事例：にららん食堂

### 【概要】

にららん食堂は、NPO 法人にららんが運営するこども食堂です。食を通じて子どもや青年、高齢者等の多世代、子育て世帯や単独世帯等の多様な世帯、貧困や障がいなどの様々な背景のある人々が交流することを目指して活動しています。

蕪崎市の市民交流センターを中心に、週 1 回の弁当配布とフードパントリー、学習支援、第三の居場所の開放を行っています。



学生から専門職までの  
多様な人材による居場所づくり

### 【活動のあゆみ】

2019（令和元）年に数名の有志により、食を通じて多様な人々の交流を促し、地域のつながりを生み出したいという強い思いから、こども食堂の活動を開始しました。蕪崎市には、就学前の子どもと子育て世帯の居場所、地域において中高生が自分づくりをする居場所がありました。就学前と中高生の間にあたる小学生が地域と交流する居場所がなかったため、「こどもまんなか応援サポーター」宣言をアクションとして具体化している蕪崎市に要望し、活動拠点や活動資金の支援を受けることになりました。

### 【特徴】

**蕪崎市との包括連携協定** 蕪崎市との「包括的連携に関する協定」により、食料支援や自立支援、学習支援、経済的・精神的に困難のある家庭の早期発見、情報共有を市と継続的に相互に連携する関係を結んでいます。

**市民の拠点における活動** こども食堂の活動は、公民館や図書館、子育て支援センター、青少年育成プラザなどがある複合施設で行うため、多様な世代・世帯・人材が交流します。

### 【工夫】

**すべての子どもを対象** こども食堂という貧困世帯のイメージが広がっています。このようなイメージでは、支援を必要としている人が利用し難くなるため、市との協定書でも「ひとり親世帯」「生活保護世帯」などと限定することなく、多様な世帯を対象としています。

**多様な人材とのネットワーク** 多様な背景のある子どもと子育て世帯が利用するため、市の子育て課、子育て支援センター、青少年育成プラザ等の職員と情報共有や相互に助言をしながら、子どもの学習支援や子育て家庭の支援にあたっています。

**ゆるやかな学びの発表の場** こども食堂で多様な人々が交流するなかで、学びの発表が行われています。食堂での調理教室で地域住民が山梨の食文化について教えたり、高校生がこども食堂のチラシを制作したりして、こども食堂の活動のなかで学びが活用されています。

### 【成果】

障がいや貧困、不登校、被虐待、育児に不安・負担を感じる家庭なども含め、多様な子どもを真ん中に、市民の拠点において地域住民等が交流することで偏見の解消につながっています。活動のなかで、にららん食堂だけで蕪崎市市内の子どもと地域の交流はできないため、小学校区に 1 つのこども食堂の開設という課題を発見しています。

## ＜提言3＞【続ける】

### 地域社会での担い手の育成

#### ＜骨子＞

##### 【地域課題を「自分事」として捉える】

- 個人一人ひとりが地域社会の担い手となるためには、地域課題を「自分事」として捉えることが重要です。そのためには、現地を訪問しその状況を肌で感じたり、当事者に直接話を伺い共感することから多くの刺激を受け、新たな学びや気づきを得ることで、内発的な動機付けを行うことが求められます。
- 地域課題を「自分事」として捉えるためには、一人ひとりが地域課題を見つけるための「問う力」を養うことが重要です。そのためには、答えを出し急ぐのではなく、体験を通じた気づきから、一人ひとりにとって解決すべき課題を見つけ出し、それを行動につなげていく学びのプロセスを構築していくことが求められます。

##### 【多様な場や機会との連携】

- 地域において多様な場や機会を設けることやそのためのノウハウを得ることは、一個人や一組織では限界があります。そのため、多様な活動を行っている組織や団体が相互につながりを持つことで多様な学びの場を設けていくことや、先行事例を積極的に学びそのノウハウを活用することで、取り組みの充実を図ることが考えられます。
- 多様な組織や団体が連携していくためには、お互いの活動に対する想いや価値観を理解し合うことで、信頼関係を築いていくことが重要です。そのためには、様々な取り組み団体が直接顔を合わせ、意見交換や情報交換ができる機会を設けることや、他の組織に積極的に足を運び、対話を通じて相互理解を深めていくことも必要です。
- 地域社会において、子どもたちのための多様な学びの場を設けるためには、学校教育と連携を行うこともひとつの方策です。一方で、地域社会における学びの機会を取り入れていくことは、学校側の負担にもつながることが懸念されます。そのため、教育現場の状況やニーズを十分把握し、地域と学校が相互にメリットのある連携方策を模索していくことが求められます。

##### 【ウェルビーイングを実現する新たな取り組みの必要性】

- 自治会などの地域コミュニティが衰退する中で、人と人とのつながりや助け合いの仕組みを維持していくことは、誰もが豊かさを実感しながら暮らしていく上で重要な課題です。そのためには、新たな地域の担い手を育成することを通じて地域のニーズに寄り添い、その中から生まれた取り組みのアイデアをきっかけに、地域における新たなつながりを築いていくことが求められます。

## ＜各社会教育関係者に求められる方策＞

### ○社会教育委員、社会教育主事

教育委員会、社会教育活動や事業に対して指導と助言を与える役割を担う社会教育委員および社会教育主事は、その役割を果たすなかで、教育委員会の取り組みや実際に行われる社会教育活動・事業が、学習者に対する一方向の普及や啓発になっていないかを意識し、学習者が地域社会における課題を発見し、その解決を考え、行動の変容に結びつくような学びとなり得ているのかを確認することが求められます。

### ○社会教育関係団体、NPO

社会教育関係団体はこれまで、地域住民の暮らしに基づきながら、そこから見出される課題を捉え、その解決となり得るような社会教育活動を展開してきました。また、NPOも行政では行き届かない地域住民のニーズを拾い上げ、多様で複雑なそれらに回答する活動を行うことによって、地域社会を支え、前進させてきました。

それら社会教育関係団体やNPOが行う活動の意義や、その活動のなかで蓄積してきたノウハウを団体・組織内で伝達・共有するとともに、他の社会教育関係団体やNPOにも伝え、分かちあうことが求められます。そのことは、より多様な視点から地域課題解決の糸口を探り当てることにつながるるとともに、組織・団体の運営上の課題を共有することで新たな学びをつくりだし、それらを広く共有することによって、地域社会の新たな担い手を育成することにつながると考えられます。

### ○学校教育

地域社会に開かれた学校づくりの取り組みが重ねられ、今や学校は、地域の子どもたちが学ぶための場所としてのみならず、社会教育と連携することによって、地域住民の生涯に渡る学びを支える場となることが期待されています。

このことは、基礎教育の機会を十全に学齢期に享受し得なかった成人に対する再教育の場としてのみではなく、地域の大人たちが、地域には今何が必要か、どのような地域社会であって欲しいのか、地域社会を将来支える子どもたちにどのような大人になって欲しいのか、つまりは、地域の大人たちが子どもたちの教育をともに考えることそのものが、学びの場となり得ます。このような観点から、さらなる地域社会、社会教育活動の連携が推進されることが求められています。

### ○公民館・青少年教育施設

公民館や青少年教育施設は、同じく社会教育施設である公共図書館に比して、地域住民の多くにとっては馴染みが薄い公共施設となっています。とりわけ、働く世代の地域住民にとって、子育て期にあればまだしも、そうでなければ公共の社会教育施設は縁遠い存在です。

しかしながら、ただ働いているだけの毎日を変え、地域とつながり、暮らしを充実させたいと願う働く人々もまた、確かに存在します。また一方で、働く人々を地域社会の担い手とするための社会教育事業は“人が集まらないから”と諦められがちです。地域住民から表現される明らかな学習要求に応えることは、社会教育の基本です。そこから一歩進んで、表現されないながらも、潜在的に抱えられている学習要求に対して、それらを掘り起こし、応えられるような事業内容になっているかを検討することが求められます。

## 担い手育成の事例：防災ブレーメン

### 【概要】

「自分の命は自分で守る」をコンセプトに、2020（令和2）年に設立された任意団体であり、メンバー6名の他に、県内の防災士と連携しながら活動を行っています。

主な取り組みとして、地域における「防災ジュニアリーダー」の育成や、こども食堂の防災拠点化プロジェクト、防災・減災に関するセミナーやイベントの開催支援などを行っています。



防災ブレーメンによる活動の様子

### 【活動のあゆみ】

代表自身が学生時代に発生した阪神・淡路大震災の被災地を見学したことで、防災意識の必要性を強く実感したことが、取り組みのきっかけとなりました。

しかし、地域で防災の取り組みを始めようとしたものの、大人は防災に関する関心が低いと感じ「せめて子どもたちの命だけでも」という思いから、子どもたちを対象とした防災に関する取り組みを中心に行ってきました。

### 【特徴】

**先行事例の活用** 静岡県の「ふじのくにジュニア防災士」養成講座を参考に、山梨県において防災ジュニアリーダーの育成や認定に取り組んでいます。

**既存の場や機会の活用** 子どもたちや地域の人が集まる「子ども食堂」は、災害発生時に防災拠点としての機能を担うことが期待されるため、県内のこども食堂運営者を対象とした防災意識を醸成するセミナーや、昭和町立押原小学校の宿泊を伴う防災教室において宿泊体験など、既存組織の場や機会を活用しながら取り組みを行っています。

### 【工夫】

**多様な主体との連携** 県「ジュニア防災マスター育成のための防災教室」への提案や、認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえや株式会社ダイナムとの連携など、地域内外の関連団体との意見交換や連携を行っています。

**地域に溶け込む** 災害発生時に命を守るためには、平常時のつながりや信頼関係が重要であることから、多分野においてのボランティア活動を通じて地域に溶け込む取り組みを行っています。

### 【成果】

□様々な取り組みを通じて、地域における防災・減災への意識が高まっています。また、防災について学んだ子どもから親の世代に情報が伝わることで、防災意識が浸透していくことが期待されます。

□かつては各地域にあった顔の見えるつながりや支え合う関係性が希薄化する中で、防災をきっかけに子どもたちが地域に関心を持つことや、自分たちが出来ることを行うことで、子どもたちの自己肯定感の高まりや自立への一歩につながることを期待されます。

## 担い手育成の事例：地域課題探究コンペティション「探コン」

### 【概要】

県内自治体の連携により、県内高校生が地域の未来を真剣に考える機会を創出することで圏域に対する愛情と責任意識の醸成という相乗効果を生むことを期待し、地域課題探究コンペティション「探コン」を実施しています。



高校生によるプレゼンテーションの様子

### 【活動のあゆみ】

甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、山梨市、甲州市、中央市及び昭和町の県内 10 市町で構成する「やまなし県央連携中枢都市圏」（令和 4 年締結）では、平成 3 年度に地域における移住・定住を促進するために、構成自治体の職員により構成される「県央連携中枢都市圏推進協議会移住定住分科会」を設置しました。

その中で、若年層が「地元に住み続けたい」と思ってもらえるよう、就職・進学などの人生の選択を迫られる前の段階で「まちの一員」として地域とのつながりを深め、当事者意識を持って地域の未来を考え、自らが地域に必要な人材であるという意識を醸成することが重要であると考えました。その結果、この分科会を中心に、令和 4 年度より「探コン」の取り組みを行っています。

### 【特徴】

**学校教育との連携** 「総合的な探究の時間」の学びを活かし、圏域内の高校生が地域課題に関する調査を行い、解決方を発表します。令和 5 年度は、8 校 90 チーム（289 人）が参加しました。また、高校生が地域課題の解決方を検討する段階では、各高校の教員が事前指導を行っています。

**地域における実践的な取り組み** 学びを通じて愛郷心や地域に対する責任感が醸成されるよう、検討プロセスにおいて、高校生が地域に関する情報収集に加え、実際に地域でのヒアリングやフィールド調査などを行っています。

### 【工夫】

**対面による周知** 初年度となる令和 4 年度は、圏域内の全 28 高校を職員が分担して訪問し、校長または探究学習の担当教員に趣旨や内容を説明した上で、参加の呼びかけを行うことで、多くの高校からの参加が得られました。

**社会人との関わり** 発表の審査は、県教育委員会の他に、県内外の企業や学識者などより行うことで、学校教育とは異なる視点での学びや気づきにつなげています。

### 【成果】

〇高校生にとって地域課題を自分事として捉え、その解決に向けた一歩を踏み出す機会につながっています。また、提案内容のいくつかは、探コン終了後の継続的な取り組みにつながっています。さらに、他校の高校生の発表に触れることで、これまでの学校の枠を超えた交流や学びの場がつけられています。

## おわりに

---

○今回の提言書は、本県の社会教育の現状と課題を基に、令和4年11月からの2年間、『「つながり」でめざす持続可能な地域づくり～連携・協働によるウェルビーイングの実現に向けて～』を協議事項に設定し、これまで協議を重ねてきました。

○前回の提言書を市町村の社会教育委員からは、具体的な事例が掲載されており参考になった、社会教育の振興に当たっての課題を抽出し、その解決の方向性が示されていてわかりやすかったなどの意見をいただきました。

○一方、市町村の規模に応じて推奨される取り組みを記載してほしい、紹介事例を具体的にどのように活動に活かしていけばよいかわかるようにスモールステップでの記載をしてほしいなどの要望が寄せられました。

○これらを踏まえ、本提言書では、前回の提言書の構成を見直し、全体を2部構成にして見やすくするとともに、長文を避け、内容ごとに列記するなど読みやすい、わかりやすい表記としました。

○今回の会議では、「繋ぐ」「繋がる」「継げる」をキーワードに、3つのグループに分かれ、各委員の今取り組んでいることや経験、社会教育に対する考えをお互いに聞き合い、テーマに沿った具体的な事例を検討し、提言の作成に向けて議論を重ねてきました。

○「繋ぐ」グループでは、個と団体、団体同士のネットワークにより、社会教育を担う大きな力が発揮されることを期待し、「社会教育とネットワーク」についてまとめました。「繋がる」グループでは、様々な背景をもつ人々の生きがい、自己実現が図られる包括的な地域コミュニティを形成する必要に鑑み「共生社会実現に向けたつながり」についてまとめました。「継げる」グループでは、地域課題を自分事として考えることが大切と考えるとともに、人と人とのつながりや助け合いの仕組みを大切にしていくなために、「地域社会での担い手の育成」についてまとめました。そして、この3つが、相互に関係しあっていくことで、社会教育の基盤（人づくり・つながりづくり・地域づくり）がしっかり整っていくものと考えています。

○今回の提言書を、前回と同様に社会教育関係者をはじめ県民の皆様に広く理解いただくとともに、社会教育活動の参考にしていただけることを願っています。そして、人生100年時代とも言われている昨今、本県が誰一人取り残されることなく豊かな人生を送ることのできる社会の実現に一步步つ前へと進んでいくことを願っています。

# 山梨県社会教育委員名簿

任期 令和4年11月1日～令和6年10月31日

	氏 名	所 属 ・ 職 業	法的根拠
1	なかごみ 中込 ひかり	甲府市立新紺屋小学校 校長	学校教育関係者
2	あさり すずむ 浅利 進	南アルプス市立若草中学校 校長	
3	のぎき てつじ 野崎 哲司	山梨県立韮崎高等学校 校長	
4	きくしま きくえ 菊嶋 喜久江	一般社団法人ガールスカウト山梨県連盟 前連盟長	社会教育関係者
5	くぼた かねひさ 窪田 包久	山梨県社会教育委員の会議 議長 山梨県公民館連絡協議会 前会長	
6	ながいけ のぶこ 長池 伸子	認定 NPO 法人スペースふう 事務局長	
7	あまの ひろゆき 天野 浩幸	山梨県 PTA 協議会 前副会長	
8	さえぐさ のりこ 三枝 則子	ボランティア団体防災ブレーメン 代表	者 資する活動を行う 家庭教育の向上に
9	ないとう けいこ 内藤 慶子	NPO 法人にららん 理事長	
10	はだ こ 羽田 ひで子	あすなろ学習会 代表	公募
11	さいとう かずま 斎藤 和真	NPO 法人かえる舎 代表理事	
12	おおた けん 太田 研	山梨県立大学人間福祉学部准教授	学識経験者
13	さとう ふみあき 佐藤 文昭	公益財団法人山梨総合研究所調査研究部長	
14	しんどう としひこ 進藤 聡彦	放送大学教養学部教授 山梨大学名誉教授	
15	とみなが たかひろ 冨永 貴公	都留文科大学教養学部准教授	

## 山梨県社会教育委員の会議 記録

任期 令和4年11月1日～令和6年10月31日

	期日と内容		期日と内容
第1回	令和4年11月24日(木)	第6回	令和6年3月14日(木)
	○ 第1回会議 (委嘱・任命を含む)		○ 提言内容の構成 ○ 協議事項の意見交換
第2回	令和5年2月16日(木)	編集 委員会	令和6年5月16日(木)
	○ 生涯学習課事業概要 ○ 意見交換 (社会教育における現状把握) ○ 今後の協議内容について		○ 提言書内容検討
第3回	令和5年5月18日(木)	第7回	令和6年6月13日(木)
	○ 意見交換 (地域課題の抽出、検討) ○ 事例発表		○ 提言書内容について意見 集約
第4回	令和5年7月13日(木)	第8回	令和6年7月11日(木)
	○ 意見交換(協議事項の決定) ○ 提言書に関わるアンケート 等についての検討		○ 最終検討 (承認 印刷許可) ○ 委員による情報・意見の交 流
第5回	令和5年11月16日(木)	提言書 提出	令和6年10月
	○ 協議事項についての意見交 換 ○ 提言書に関わるアンケート 結果の分析		○ 提言書提出
編集 委員会	令和6年2月15日(木)		
	○ 提言書の構成 ○ 提言内容の構想 ○ 素案の執筆について		



